

兵庫県公報

令和4年8月12日 金曜日 第336号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	1
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（同）	1
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	2
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	3

告 示

兵庫県告示第954号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
下畑(2)	神戸市	垂水区	下畑町	狐尾山上口	1075番1の一部、1075番2の一部 860番12、860番13、860番15の一部、 860番21、847番の一部

兵庫県告示第955号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03淡路位置 0014号	4.7.27	淡路市浦字小浦624番の一部、626番1の一部	6.0	84.49
			5.0	29.58

兵庫県告示第956号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年8月12日

淡路県民局長 藤原 祥隆

- 1 指定する貯水施設の所在地
淡路市岩屋楠本
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
ちひろ土地改良区	淡路市岩屋3329番地8

- 3 指定する理由
淡路市岩屋楠本地域内楠本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第205号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月12日

兵庫県公安委員会
委員長 小 西 新右衛門

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
令和4年11月12日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
交通安全教育センター
- 3 受検定員
30人
- 4 受検要件
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
令和4年8月29日（月）から同年10月28日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生

活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年8月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 桐原弘毅

1 落札に係る物品等又は役務の名称

放置駐車管理システム賃貸借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和4年7月26日

4 落札者の名称及び住所

三菱HCキャピタル株式会社関西法人支店 大阪市淀川区宮原三丁目3番31号

5 落札金額

10,461,000円(月額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和4年6月14日